

世界の憲法——その生成と発展(2)

アルバート・P・ブラウスタイン著
西修訳

第八章 アメリカにおける憲法の実験と試練

一八四八年の五つの革命憲法後、一八七〇年代にいたるまで、それほど重要なヨーロッパの諸憲法は存在しない。しかし西半球には、空白はなかつた。アルゼンチンは当時、新世界でアメリカ合衆国についてでもつとも重要な国として、一八五三年憲法を批准した。アルゼンチンのこの憲法は、世界で四番目に古い憲法として、今日でもなお存続している。前述のように、一七八七年のアメリカ合衆国、一八一四年のノルウェー、一九三一年のベルギー憲法のみがこれより長命であるにすぎない。アルゼンチン憲法は、よく似た言い回しを含め、合衆国憲法をもつともよくモデルにしていた。多くの条文が一七八七年にフィラデルフィアで起草された文書のスペイン語へのほとんど直

訳であつた。一八五〇年から一八七〇年にかけては、ラテン・アメリカ全体が、憲法的実験の時代であつた。その二〇年間に、三六以上の憲法がアメリカ合衆国の国境の南で制定されたのである。

アメリカの南北戦争——憲法危機の問題

この一八五〇年から七〇年の時代において、世界でもつとも重大な憲法上の出来事は、アメリカの南北戦争であつた。リンカーンは、ゲティスバーグ演説で、アメリカの憲法の枠組みが試されていると述べた。

「八七年前に、私たちの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、すべての人は平等につくられるという信条を捧げられた、新しい国家をこの大陸に樹立した。現在、私たちは国内戦争のさ中にある。これにより、祖国があるいはまた、このような精神にはぐくまれ、このように捧げられたあらゆる国家が、永続できるかどうかの試練を受けている。」

一八六一年から一八六五年まで続いたアメリカ南北戦争は、憲法上の危機から生じた結果である。この危機は、アメリカ合衆国最高裁判所が判決を言い渡した事件によつて加速された。というのは、最高裁判所が連邦議会の定めた法律に対し、アメリカ憲法史上二度目の違憲判決をくだしていただからである。その事件というのは、一八五七年の有名なドレッド・スコット事件である。同判決の一〇年前、ジョン・エマスン博士は、ミズーリの自宅を離れ、イリノイで軍の外科医として四年間を過ごした。またかれは、将来ミネソタ州になることになつてゐるルイジアナ

購入領域でも過ごした。かれはそのさい、奴隸のドレッド・スコットをともなつた。イリノイは自由州であり、またドレッド・スコットがエマスン博士と過ごしていたルイジアナ領のその地域も、自由な地域であつた。しかし、かれらの故郷ミズーリは、奴隸州であつた。

ドレッド・スコットはエマスン博士とミズーリにもどつた後、自らの自由を求めて提訴した。その後間もなく、エマスン博士が亡くなり、未亡人がドレッド・スコットの法律上の所有者になつた。彼女の二番目の夫、カルヴィン・C・チャフィー議員は、よく知られたマサチューセッツの奴隸廃止論者で、同事件を最高裁へ上告することを熱望した。かれは、マサチューセッツの下院議員として、奴隸所有者であると公に知られたくなかつたのである。ドレッド・スコットは、それゆえ前エマスン夫人（現チャフィー夫人）の兄弟であるニューヨークのジョン・F・A・サンフォードに法律上売却された。これが、問題を連邦裁判所へ提訴するために必要な、異なる州の市民間の訴訟を構成することになつた。

この事件の複雑性に入り込むことはひとまずおき、最高裁の結論の二点に注目することが重要である。第一点は、ドレッド・スコットが自由州に一時的に居住したことは、かれに自由を与えるものではなかつたということである。第二点は、最高裁はミズーリ互譲法を違憲であると結論づけたことである。このミズーリの合意は、ミズーリ領における奴隸制度の問題を解決するためにとりきめられていたものである。最高裁は、ミズーリ互譲法が、合衆国憲法の適正手続き条項のもとで所有権を侵すものであると宣告した。最高裁は、この判決で、連邦議会は連邦に組み込まれていない西部領のいかなる地域でも、奴隸制を禁止することができないと判示した。同事件は、結局、自由州の黒人に対して、憲法にもとづく市民の権利を否認した。

〔訳者注〕※ミズーリ互譲法 一八二〇年に連邦議会が制定した法律。奴隸制を認めるミズーリ州と認めないメイン州の連邦への加入を承認し、自由州、奴隸州同数という状況を維持するとともに、今後ルイジアナ購入で取得した地域に州を創設する場合には、北緯三六度三〇分以北は自由州、以南は奴隸州とすることを定めた点で、南北の均衡を保つ基本的合意としての役割を果たした。

※ドレッド事件において、最高裁は次のように判示した。憲法第三条二節一項の「市民」（シチズン）には、たとえ自由人であっても黒人は含まれない。黒人がいつたん自由州に入つた後、奴隸州にもどつても、自由人になるわけではない。もし奴隸が自由州に行くことにより自由人になるとすれば、奴隸という財産に対する所有者の権利を法の適正手続き条項によらないで奪うことになる。したがつて、北緯三六度三〇分以北の連邦直轄地では奴隸制を認めないとするミズーリ互譲法は憲法違反である。ある者が自由人であるか奴隸であるかは、その者が現に住んでいる州の法によって決定される。（以上の説明につき、田中英夫編集代表「英米法辞典」東京大学出版、一九九一年参照）。

一八五八年の有名なリンカーンとダグラスの上院における論争は、もつぱらドレッド・スコット事件に関するものであつた。この論争は、一八六〇年にリンカーンが大統領に就任する前に行われた。憲法論者の中には、ドレッド・スコット事件の最高裁の意見をくつがえすには、南北戦争が必要であつたとみるものも少なからずいる。けれども、奴隸制の問題および連邦政府と州の関係の問題は、フイラデルフィア憲法制定会議にまさかのぼることができる。憲法の起草者たちは、これらの問題に関する論争のすべてを解決することはできなかつた。そしてその結果なされた憲法に関する妥協や曖昧さが、南北戦争の勃発に直接関連したといえよう。アメリカ諸州連合として知られる分離諸州は、一八六一年に独自の憲法を採択した。それは実質的に合衆国憲法から一語一語コピーしたものであつたが、奴隸の所有権一分離諸州が「奴隸所有」と呼んだものーを保障するいくつかの条文を内包していた。

南部諸州連合憲法は、外国からの「アフリカ人種の黒人」の輸入を明示的には禁止していたが、次のような文言も含んでいた。

「各州の市民は、数州の市民のあらゆる特権および免責を受ける資格を有し、本連合の州内では、所有する奴隸およびその他の所有権をもつて通行し、および滞在する権利を有する。前記奴隸の所有権は、それによつて損われることはない。」（第四条二二項）

各州にまでおよぶ改正条項

南北戦争の終結により、合衆国憲法に三つの改正条項が付加された。これらは、多くの点でアメリカ連邦政府に新しい憲法上の権限を創設した。同時にこれらの改正は、世界中でしたがうことになる新しい憲法上の先例を創つた。合衆国憲法改正第一三条は、奴隸制を廃止した。西半球の他の国ぐにが後に奴隸制および奴隸取引を終わらせたとき、この合衆国の憲法改正条項をモデルとして使用した。またそれらの国ぐには、投票権に関する合衆国憲法改正第一五条に依拠した。

「合衆国市民の投票権は、人種、皮膚の色または過去における奴隸状態にもとづき、合衆国により、またいざれかの州によつて拒否され、または制限されではならない。」（一八七〇年確定）

しかしもつとも重要なのは、改正第一四条一節であつた。当該条項は、初めてこう宣言した。

「合衆国で出生しまたは帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。」（一八六八年確定）

改正第一四条一節は、奴隸に市民権を与えた後、「適正手続き（デュー・プロセス）」条項および「平等保護条項」として知られるようになつたものを加えた。これらの原則は、合衆国憲法の規範とされる新しい部分となり、中央政府の権限を大いに拡大した。

「いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定もしくは施行してはならない。またいかなる州も、法の適正手続きによらずに、何人の生命、自由または財産も、これを奪つてはならない。またいかなる州も、この管轄内にある何人に対しても、法の平等保護を拒むことはできない。」

これより前、合衆国憲法は、法の適正手続きなくして何人からも、生命、自由または財産を奪うことを連邦政府に対して禁じていたにすぎなかつた。この新しい改正は、州に対する制約であるばかりでなく、新しい用語「法の平等保護」を加えた。これらの新しい用語は、このとき以降に起草された世界のほとんどすべての憲法に写し取られることになった。

第九章 フランス、ドイツおよびイタリアの新時代

一八四八年に生まれたヨーロッパの五つの憲法は、その重要性にもかかわらず、間もなく歴史から姿を消した。

フランスのルイ・フィリップは、一八三〇年から一八四八年にかけて国王として君臨し、一八四八年に孫のパリ伯のために退位した。まさにその晩、パリの群衆が議会を襲撃し、フランスの第二共和国の宣言を要求した。この事件は、二月に起きた。フランスの一八四八年憲法の大部分は、アメリカをモデルにしたもので（もつともフランスの同憲法は一院制の議会を有するものであったが）、一月に施行された。選挙が一二月に行われ、皇太子ルイ・ナポレオンが大統領に選ばれた。しかしこのフランス憲法は、作動しなかつた。学者たちは、のちに同憲法が厳格な権力分立制を定めていたので、「あまりにアメリカ的過ぎる」として批判した。フランスの学者たちは、フランスが権力の柔軟な弾力的分立を必要としていたと信じたのである。

いざれにしろ、ルイ・ナポレオン大統領は、三年後の一八五年にクーデターを企てる事になる。人民はその年、大統領に新憲法を作成する権限を与える人民投票を行った。投票は、ルイ・ナポレオン支持票七五〇万、反対投票六四万であつた。人民は議会の絶え間ない抗争にうんざりし、暴動に不安を感じていたので、新しいナポレオン独裁下での安定を安易に求めるようになつていていた。かくして、一八五二年に新憲法がナポレオン三世の統治のために採択された。かれは一八五二年から一八六〇年まで独裁政府を率い、そして一八六〇年から一八七〇年にかけては、よりリベラルな帝政を導いた。

この一八四八年から一八七〇年という期間はまた、ドイツにオットー・フォン・ビスマルクの台頭を画した時期でもある。筋金入りの保守主義者で、議会制を嫌っていたビスマルクは、一八四八年のドイツ議会で国王を支持していた。かれはその後、ロシアとフランス両国の大尉になつた。ついでプロシアの首相、さらにドイツの宰相にまでのぼりつめた。

同じ時期、カブール伯そして後にはガリバルディが、イタリア王国を建国した。この統一は、サルディニア王国を中心とし、北イタリアの豊かなピードモント地域を含むものであつた。一八六〇年にはロンバルディ（ミラノを首都とする）、トスカナ（フロレンスに首都をおく）、および両シチリア王国（現在のシチリアのみならず、ナポリを中心とする南部イタリアのすべてを含む）を加えた。ベニスを中心とする広大な地域であるベネチアが、一八六六年に加えられた。そして、一八七〇年には、人民投票の後、ローマがイタリアに併合され、イタリアの首都になつた。

この一八四八年から一八七〇年にかけての時期でもつとも広範におよぶ歴史的事件は、セダンの戦いであつた。それはまた、ナポレオン三世の統治を終わらせ、新ドイツ創成のさきがけとなつた。

かくしてフランス、ドイツおよびイタリアの各一八七〇年憲法は、ヨーロッパの時代に一つの終焉をもたらし、もう一つの時代へと導いた。フランスにとって、それは第三共和制の始まりであり、同共和制は、一九四〇年にドルフ・ヒトラーのドイツによつて打ち負かされるまで存続した。イタリアとドイツにとつては、それは独立を打ち建てる事であつた。この時代に、ドイツ国が皇帝のもとに樹立され、皇帝ドイツは、第一次世界大戦の終了まで続くことになる。イタリアの憲法は、さらに長く、第二次世界大戦の終りまで続いた。

第一〇章 東洋における立憲主義の勃興

一八七〇年代はまた、日本の立憲主義がはじめて出現した——あるいは少なくとも初めて認識された——ことで特徴づけられる。日本は、アメリカのマシュー・ペリー提督により外側の世界に門戸を開いた。ペリー提督は、日米の通商関係に道を開いた。一八五三年に始まつた西洋の影響の結果、一八六八年一月、日本にクーデターが起きた。將軍による封建制は、明治天皇のもとで君主制に置き替えられた。君主制下で、自由主義勢力は、憲法の制定を勧告しはじめた。

一八八一年になつてはじめて、日本の天皇は、実際に憲法制定と議会開設の両方を臣民に約束することになる。しかし早くも一八七〇年代には、ヨーロッパの影響を受け、これを学ぶようになつていた。明らかに日本人にもつとも強い影響を与えた国は、ドイツであつた。これは主として、ドイツが普仏戦争でフランスに対してすばらしい勝利をおさめたからであつた。

日本の法律家および政治学者たちは、フランスとドイツの両国の憲法を学ぶために、ヨーロッパに広く旅したことが知られている。かれらは、ウイーンで立憲主義に関する議義に出席し、またロンドンへ代議制の理論に関するハーバード・スペンサーの講義を聞きに旅行もした。他の使節団は、アメリカ立憲主義を学ぶため、合衆国を訪れた。天皇の約束（一八八一年）と実際に一八八九年に明治憲法が採択された間に長い期間がおかれたのは、いくつかの要因によるものであつた。第一に、天皇の名において統治していた寡頭政治の支配者たちの引き延し戦術があつ

た。これら寡頭政治の支配者たちは、一般臣民に権力（限定された権力でさえも）を与えることになる憲法の制定を恐れた。しかしながら、より重要なのは、日本人が用心深かつたことである。寡頭政治の支配者たちは、立憲主義の経験がまつたくなく、他の諸国の憲法制度を研究するための時間を天皇にたえず要求した。

憲法が実際に起草される前に、日本人は立憲政府への移行をスムーズに行うため、行政上の三つの措置を採用した。第一の措置は、ドイツをモデルにして、五〇〇人の新貴族階級を創設したことである。この貴族階級はエリートで構成され、そのなかから上院－貴族院－ヘメンバーが送り出される手はずになっていた。この貴族階級は、前封建領主の影響力を制度化するように企図された。

第二の行政措置は、内閣制度を確立することであった。これはイギリスの慣行にもとづくもののようにみえるが、同時に大臣が天皇を輔弼（ほひつ）する伝統的な日本のシステムに類似するものであった。

第三の日本の改革は、イギリスおよびヨーロッパ（とくにドイツ）を模範として、公務員制度を創設することであった。この新しい公務員制度は、日本のそれまでの獵官制にとつてかわった。

一八八九年の明治憲法は、日本を西洋化させる重要な一段階であった。しかしそれはまた、きわめて日本的であった。至高の政治権力は天皇に帰属し、天皇は神聖な血統を有すると信じられた。天皇の告文（つげぶみ）のなかから、以下の文言に耳を傾けてみよう。それは正当に古代から伝えられる日本の玉座への忠誠を誓う。

「皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承繼シ旧國ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト
無シ」

また、憲法発布勅語の以下の文言にも耳を傾けてみよう。

「國家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憲ラサルヘシ」

天皇の絶対的権力の制限は、第五条で示された。「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」。しかし第六条は、天皇に議会の制定した法律に対し、実効的な拒否権を与えた。

日本の一八八九年憲法第二章は、「臣民権利義務」を列挙し、西洋の諸憲法に一般に見出される多くの自由を内容としていた。その自由には、言論・信教の自由、法の適正手続きの原則、およびその他の自由が含まれていた。しかししながら、こうした権利は、「法律の留保」内でのみ行使された。日本的一般臣民は、あきらかに政府を批判する自由を享受していなかった。かれらに自由が保障されるようになつたのは、日本の第二番目の憲法が第二次世界大戦後に採択されてからのことである。こうした権利は、明治憲法以前には存在せず、同憲法が採択された後も、完全に与えられたわけではなかった。にもかかわらず、一八八九年の明治憲法は、西洋の憲法概念を非西洋的文脈に編入しようとした重要な試みとして位置づけられる。

中国——最古の君主制が最新の共和制に

立憲主義は中国にも到来した。すなわち一九一二年の革命が、君主制の最古なるものを共和制の最新なるものに置き換えたのである。中華民国を創建する決定は、北と南の中国の恒久的連邦を創り上げ、皇帝は退位した。

この決定は「暫定憲法」として企図され、専門的には「中華民国臨時政府組織大綱」と呼ばれた。中国史上初めて、人民とその政府の義務が文書に書き記された。代議員たちは、以下のような文言を含む条項の設置を確認した。「人民は、裁判所に提訴する権利を有する」（同憲法九条）、「人民は、官吏の法律違反または権利侵害の行為について、行政裁判所に当該官吏を訴える権利を有する」（同憲法一〇条）。

中国の「人民」と題する第二章は、個人の権利について規定を設けている。第五条は、とりわけ西洋的色彩を強くおびていて、

「中華民国人民は、すべて平等であり、人種、階級、または宗教により差別されない」

しかし、第一一条はきわめて中国的であった。

「人民は、公務員試験を受ける権利を有する」

この規定は、何人もその能力にもとづき、官僚機構に参加することができることを意味した。それは、政府の役職が政治的後援の報酬であつた猶官制を憲法上否定するものであつた。

他の極東諸国における後発憲法

極東の他の国ぐに、たとえばベトナム、タイ、インドネシアのような諸国は、かなり後まで立憲主義の恩恵を享受することはなかつた。タイの最初の憲法は、一九三二年の短い文書であつた。そしてベトナム、インドネシア、およびシンガポールは、第二次世界大戦後まで憲法をもつことはなかつた。

第一一章 二〇世紀の憲法

二〇世紀は、アメリカ帝国主義の開始を告げ、それとともにアメリカ型の立憲主義に新時代が到来した。スペインは、米西戦争（一八九八年）でその重要な植民地をアメリカに奪われた。アメリカの征服者たちは、キューバとフィリピンの政府をそれぞれ引き継いだとき、合衆国憲法をこれらの地にもたらしたのであつた。アメリカは、一九〇一年の議会制定法により、キューバが憲法を用意することを条件に、これに独立を認めた。こうして合衆国型の憲法が一九〇一年にキューバで採択された。同時にフィリピンでは、植民地憲法が用意された。この憲法典は、同国における三つのアメリカ型憲法の基礎として役立つものであつた。すなわちこの憲法典は、一九三六年の重要な植民地憲法、一九四八年のフィリピン独立のさいに起草された憲法、そしてもう一つはアキノ政権がマルコス大統領

の倒壊後に政権を握ったときに作られた一九八七年憲法のいづれにも影響を与えていた。

同様のパターンがパナマでも生じた。パナマは、一九〇三年にコロンビアから分離した。この分離の状況およびパナマ運河の建設は、合衆国がパナマの新国家建設にかなり重要な影響力を行使することを不可避にした。それに引き続いて制定された一九〇四年憲法は、きわめて明確にアメリカ型となっている。同憲法の第一三六条は、とくに興味深い。同条は、アメリカ合衆国がパナマの独立と主権を保障する義務を受け、かつ「公共の安寧と憲法秩序を再確認するために」介在する権利を有すると規定する。

その後まもなく一九一四年に、合衆国軍隊は、ハイチを占領した。この占領は、ハイチの第九番目の憲法の採択に導いたが、同憲法は、既存のアメリカ占領軍の要求を甘んじて受け入れるものであった。ハイチの一九一五年の新憲法は、ときの海軍次官フランクリン・D・ルーズベルトの功績に帰せられる。

急激な変化をもたらしたロシアの憲法

いくつかの点で、二〇世紀初頭のもつとも興味深い憲法は、ロシア帝国最後の憲法——一九〇六年の専制君主憲法——であつた。同憲法の半分以上の規定が皇族に関するものであつたが、他方でロシア人民の自由を実際に大幅に推進することも特色としている。一九〇五年の革命後、皇帝は文字通り、ある種の憲法を人民に付与するよう余儀なくされた。そのときにいたるまで、独裁的グループの中には、憲法という考えをもつことですらタブーとされていた。事実、反対派の政治集団は統一のシンボルとして、憲法の理念を使用した。そこでこの一九〇六年憲法が人民に付与されたとき、厳格に「憲法」という語の使用が避けられた。同文書は「基本的国家法典」と題されたので

ある。

第四条には、次のような文言が見られる。

「最高の独裁権は、全ロシア皇帝に属する。畏怖からのみならず、良心より、皇帝の権力に服ることが神御自らによつて命ぜられる。」

次の第五条には、こうも述べられている。

「主権者たる皇帝の身体は、神聖にして侵すべからず。」

それにもかかわらず、多くの点で、一九〇六年のロシア憲法は、ロシア人民にかつて保障されたことのない権利を与えた。同憲法には、一九一七年の共産主義革命後に制定されたソ連憲法以上にあきらかに多くの自由が規定されていた。一九〇六年憲法では、陪審裁判が保障された。報道の自由は、実際上無制約であつた。ボルシェヴィキの新聞プラウダですら、自由に印刷され、配布された。そして投票は、厳密に国会—国家ドゥーマとして知られるに限定されたが、広く多様な政治的意見が表明され、このような意見は公刊された。

皇帝は、一九一七年三月に打ち倒された。新しい暫定政権は、アレキサンダー・ケレンスキイの権威のもとで、西洋的方向に沿つて民主政府を樹立しようとした。しかしそれは、はるかに広範な社会改革をともなつた。こうし

た目標を達成するような新憲法を作成するために、憲法制定会議が組織された。しかしながら、同会議が作業を始めるどころか、その前にケレンスキイ政府は、一九一七年一〇月のボルシェヴィキ革命で打倒されてしまった。そしてレーニンが政権の座についたのである。ソ連は一九一八年に新憲法を制定したが、その第九条は、もつとも重要な規定であった。

「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法は、現在の過渡期のために企図され、その基本的目標は（強力な全ロシア・ソヴィエト政府という形式において）、都市および地方労働者がより貧しい農民と手を結び、独裁を確立することである。これはブルジョアジーの完全な破壊、人民の人民による搾取の廃止、および社会主義の確立を保障するためであり、そのもとでは階級の分化や国家の強制はもはや存在しない。」

このような目標の設定にもかかわらず、文化的ないし社会的権利については、実質的になんら言及がなされていなかつた。しかし、いくつかの政治的権利が規定された。言論、報道の自由に関する第一四条は、次のようである。

「労働者に自らの意思を表現する現実の自由を保障するため、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国は、出版が資本家階級に従属することを断ち切り、新聞、小冊子、書籍およびその他のすべての出版物を発行するために必要な技術的、物質的手段を労働者階級と貧農階級に委ね、これらを全国に自由に配布することを保障する。」

この憲法はまた、聖書からの次の有名な言葉を含んでいた。

「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国は『働くがざる者、食うべからず』の原則にもとづき、労働をすべての市民の義務とみなす。」（第一八条）

のちにソヴィエト憲法は、人権規定を含むことになった。しかしソ連のその後の憲法機構は、主としてこの最初の共産主義憲法を基礎にしている。

経済的、文化的権利を強調するメキシコ憲法

はるかに革命的で、他の国ぐに一とくにラテン・アメリカの諸国一に非常に大きな影響を与えたのは、一九一七年のメキシコ憲法である。同憲法は、ソ連の新憲法の一年前に書かれた。メキシコ憲法はまた、多数派の宗教一この場合はカトリック教会一の特權を制限し、かつ否定した最初のものであつた。同憲法は、政治的権利と市民的権利を強調するアメリカ型を踏襲した憲法とは趣を異にして、経済的、文化的権利を強調した世界で最初の憲法であつた。アメリカ型憲法が強調するのは、昔も今も、司法的に強行できるような権利一法律用語でいう「司法判断適合的」な権利であつた。これらには、言論・報道・集会の自由の権利、宗教の自由、陪審による裁判の権利、弁護士の弁護を受ける権利、法のもとの自由の権利、および公判廷での弁論・判決を受ける諸権利が含まれる。しかしメキシコ憲法は、実際に行政府や立法府のガイド・ラインとなる「諸権利」を設定した。これらの権利を実現させる

ためには、政府のプログラムを必要とし、それゆえ直接効力のある権利としては認められ得ないものであつた。メキシコ憲法が定める権利には、識字能力を高める権利、雇用の権利、十分な生活水準の権利、健康保護の権利などが含まれていた。メキシコ憲法はまた、一日八時間労働、超過勤務手当、および未成年者雇用に関する特別規制といふような、初期の諸憲法にはみられなかつた多くの司法的に強行できる権利を包含した。

メキシコ憲法は、のちのインド、ユーゴスラビア、パプア・ニューギニアの百科事典的憲法よりやや短いものの、その公布当時においては、世界で最長の憲法であつた。今日（当時も同様）、その長さと複雑さのゆえに批判されるが、メキシコ憲法は、憲法というものを通して、国の悪弊のすべてを解決しようとする最初の試みを表現したものであつた。このような試みは、二〇世紀後半に起草される憲法にいつそうしばしば、かつ典型的にみられる。その点で、こうした目的を追求する現代憲法は、実際にメキシコの先例にしたがつてゐることになる。

一九一七年のメキシコ憲法は、ディアス〔訳注・一八三〇年生れ—一九一五年没、メキシコの將軍で独裁者、一八七六年から八〇年までと一八八四年から一九一一年まで大統領に在職〕の独裁が一九一〇年にくつがえされて以後、国の運命を支配していた革命の終わり告げ、またその結果として生まれたものである。

メキシコの一九一七年憲法は、構造的には、初期のメキシコ憲章、とりわけ一八五七年のメキシコ憲法から多くを借用した。これらはいずれも、大部分、合衆国憲法をモデルにして制定された。連邦の統治機構は、中央政府と州の間の権力を分割させているが、これなどはとくにアメリカ合衆国にならうものであつた。メキシコ議会に与えられた権限をみると、アメリカ連邦議会の権限について詳しく規定する合衆国憲法第一条八節を強力な先例としたことを示している。しかしメキシコ憲法が合衆国憲法と異なり、また、文化的、経済的権利のための現代的先例と

して役立つところは、第一編「個人の保障」と第六編「労働および社会福祉について」にある。この後者の編は、メキシコ憲法のもつとも革新的で、かつもつとも影響力のある部分とみなされている。それは「熟練および未熟練労働者、被用者、家事召使、職人」と呼ばれる人たちのメキシコにおける特別の地位に焦点を当てている。それはまた、一日八時間労働、最低賃金、性および国籍を問わない平等の賃金、超過労働勤務に対する二重手当、およびストラキ権を保障する。

また雇用者に対し、職場の安全を整備し、週一日の休暇を保障し、低賃金の住居を提供し、さらに場合に応じ利益の共有プランを組み込むことを要求する特別規定を設けている。

同編の詳細な特色は、第一二三条五節の女性の権利に関する規定に反映されている。同規定は、出産後の女性の権利にかかるものである。

「女性は、出産に先立つ直前の三ヶ月間、過度の肉体的努力を必要とするいかなる肉体的労働にも従事してはならない。出産月の期間には、女性は必ず休養期間を享受し、その間の賃金を全額支給され、雇用を保障され、かつ契約にもとづき得たすべての権利を保持する。女性は、授乳期間中は、子供に授乳するため、毎日、三〇分の特別休憩時間を二回享受する。」

メキシコ憲法のもつとも長大で、かつもつとも民族主義的な部分は、遺憾ながら、第三世界の多くの憲法に継承され、濫用されている。その条項は、メキシコ憲法会議の最後に全会一致の投票で採択され、土地所有権およびそ

の再配分のための革命的要求に応じるものである。ここにその文言を披歴する。

「広大な土地保有地を分割し、小農耕保有地を開発し、かつ地方の人びとにとつて不可欠な土地と水を具備する新しい中心地を設立するために必要な措置がとられなければならない。」（第一章二七条）

もつとも論争を呼んだのは、カトリック教会を扱う憲法第七章一三〇条の規定であつた。

「州立法府は、それぞれの地域の必要にしたがい、宗教上の信条を有する牧師の数を最大限決定する排他的の権限を有する。生まれながらのメキシコ人のみが、メキシコにおける牧師となることができる。いかなる牧師も、公的もしくは私的な集会において、または礼拝もしくは布教の行為において、国の基本法、特定の当局または政府一般を批判してはならない。牧師は投票権を有せず、公職資格もなく、また政治目的のために集会をする権利も有しない。」

宗教上の組織はまた、「不動産を取得し、保持し、または管理する法的能力」を否定された。さらに小学校レベルでの宗教教育は禁止された。

第一二二章 第二次世界大戦——憲法の原因と結果

一九一八年におけるロシアの共産主義憲法および一九一七年のメキシコ憲法について、第一次世界大戦後にできた第三の重要な憲法は、ワイマール憲法である。その名前は、一九一九年にドイツ国憲法が準備された小さな町にちなんでつけられた。このドイツ憲法は、第一次世界大戦におけるドイツの敗北を認め、ベルサイユ条約の諸条件を受け入れて、新生ドイツの憲法として、自由主義と民主主義によつて形づられた。同憲法はメキシコ憲法と同様、人権のいわゆる第二世代のもの——経済的、社会的、文化的として分類される諸権利を包含した。そしてそれは、メキシコ憲法がラテン・アメリカ諸国憲法に影響を与えたように、ヨーロッパの憲法思想に影響をおよぼした。しかしワイマール憲法は、ドイツ人民を裏切るものとして、民族社会主義者や保守主義者たちからの反対を受けた。

ワイマール憲法は、世界でもっとも民主的な憲法の一つとして広く認められている。それは、成人普通選挙権、比例代表、国民投票、請願および解職（リコール）制度の導入を特色とする最初の憲法であった。また人権の豊富なカタログを記述した。

これら自由についての表現は、アメリカ合衆国の権利章典の一般的表現を上回っていた。たとえば、第一一八条の詳細な文言に目を向けてみよう。

「すべてのドイツ人は、一般的な法律の制限内で、言語、文書、出版物、図画その他 の方法で、自らの意思を自

由に表現する権利を有する。いかなる労働関係または職務条件も、この権利を妨げることはできない。何人も、この権利行使したことのために、不利益を与えられることはない。」

第一一四条も、同様に明細である。

「自由を剥奪された者は、遅くともその翌日までに、当局によりいかなる理由で自由を剥奪されたかを告知されなければならない。またこれらの者に対して、遅滞なく自由剥奪につき異議を申し立てる機会が与えられなければならない。」

いわゆる経済的権利を扱うもつとも興味深い規定を第一六二条にみることができる。

「すべてのドイツ人は、経済的労働によって生活の糧を獲得する機会が与えられなければならない。適当な労働の機会が与えられない者に対しては、必要な生計についての配慮がなされなければならない。」

ワイメール憲法は、その多くの民主的な特色のゆえに当然のことながら称賛されるが、その基本的な政治組織の面では、欠陥があつた。権力分割の複雑な規定方式が、社会的、経済的、宗教的、政治的党派間の軋轢を強めた。

同憲法は、中央政府と州連合の間の、また議会制と大統領制の間の、そして間接民主制と直接民主制の間の作動し

えない妥協を内包していた。

けれども、ワイマール憲法のもつとも不吉な欠陥は、緊急権に関する非民主的な規定にあつた。

「ドイツ国内で公共の安寧秩序に重大な障害を生じ、または障害を生ずる危険のあるときは、国大統領は、公共の安寧秩序を回復するのに必要な措置を講じ、必要あるときは、兵力を用いることができる。この目的のために、国大統領は、第一一四条、第一一五条、第一一七条、第一一八条、第一二三条、第一二四条および一五三条に定めた基本権の全部または一部を一時的に停止することができる。」（第四八条）

ちなみに、第一一四条は、逮捕者に法的救済を求める機会を与える「人身の自由」を扱う。第一一五条は、「すべてドイツ人の住居は、不可侵の聖域である」とし、第一一七条は、郵便、電話、および電信の秘密を規定する。第一一八条は、前述のごとく表現の自由を保障する。第一二三条は、「届け出または特別の許可なくして、平穏に、かつ武器をもたないで集会する権利」を宣言する。そして第一二四条は、組合および結社を結成する権利を規定する。最後に第一五三条は、「所有権は、憲法により保障される」と定め、同条は、国による財産の収用に対する制限を定める。

第四八条は、国大統領にドイツ憲法で認められる権利—基本的自由、家庭の聖域、通信および通話の秘密、集会および私的財産の権利というような基本的事項にかかる権利—を停止することを認める。アドルフ・ヒトラーは、第四八条を利用して、独裁的、非民主的なナチス国家の権力を保持することになつた。ヒトラーは、この抜け穴を

使い、自由で民主的なワイマール憲法を放棄する必要はなかつたし、かれ自身ナチス憲法典を作成する必要もなかつた。

その後の二五年間——一九一九年から一九四四年まで——は、なんら重要な憲法の発展はなかつた。けれども第二次世界大戦の終結とともに、新しい憲法の爆発が生ずる。

第一三章 敗北した枢軸国の憲法

二〇世紀でもつとも成功した、そしてもつとも民主的な憲法の三つは、第二次世界大戦敗戦の枢軸国——日本、イタリア、ドイツの憲法である。日本とイタリアの憲法は一九四七年に施行または採択され、ドイツの憲法は一九四九年に制定された。ちなみに、ドイツはその憲法を基本法と呼び、「憲法」という語の使用は将来、東ドイツと西ドイツが再統一されるときに起草されるべきものとしてとつておかれた。

アメリカ合衆国のドイツ立憲主義に対する影響は、かつて一つのドイツが存在したとき以前でさえ、バーデン、バーリア、ヴュルテンベルク、そして一八四八年のフランクフルト憲法にみられていた。この間接的な影響はまた、一九一九年のワイマール憲法にも反映されていた。しかしその影響は、一九四八年には、それよりはるかに直接的なものであつた。

第二次世界大戦が終わると、ドイツは、アメリカ軍部により管理された政府によつて統治された。この法律家が

支配的な地位をえていた文民政府は、『比較連邦憲法』と題するガリ版刷りの一巻を刊行した。序文の冒頭の文言は、現在も施行中で成功をおさめている一九四九年のドイツ憲法に対する合衆国の影響を明らかに示している。合衆国は、連合国の一員として極重要な地位にあつた。

「近い将来、ドイツの政界は、ドイツの連邦憲法を発展させる実際的な仕事を行い、連合国からなる軍事政府は、ドイツの憲法草案と最終的にはドイツ憲法会議によつて用意される最終案を審査する責任に直面し、新しいドイツ憲法が、民主的統治形態のための十分な保障を規定することを確認することになるであろう。」⁽²⁷⁾

次の文言は、その同じ巻の序文からの引用である。

「本文書で取り扱う範囲・本文書は将来のドイツ政府のための原則を討議するという関連で、連合国軍事政府および所管のドイツ人の双方の利用に供するための情報を提供することを企画している。」⁽²⁸⁾

この序文には、世界でもっとも重要な連邦国家（アメリカ合衆国）の統治構造を概説する図表が、適切な説明とともに付された。これらの図表は、のちにドイツ連邦共和国となる憲法の指針を提供するのに役立つこととなつた。第二次世界大戦後のドイツは、合衆国と同様、連邦共和国になつた。ドイツの中央政府と州政府との権力分割の規定方式は、アメリカの先例とドイツの伝統とをともに反映したものになつてゐる。ドイツ人はまた、アメリカの

司法審査概念に影響を受けた—すなわち連邦議会の制定法を違憲と宣言する裁判所の権限が定められた。ただしアメリカ型の司法審査は、既存のドイツ司法構造のもとでは不可能であつたがために、ドイツ人は、憲法裁判所を創設した。この憲法裁判所はまた、同じような理由から、イタリア憲法にもとり入れられた。

憲法審査の裁判所を設けるこうした規定は、世界中でヨーロッパのみならず、ラテン・アメリカにおいても、広くとり入れられている。一九八八年には、このモデルにもとづいた憲法裁判所がポーランドに創設されたが、同国はこうした強力な司法機関を設けた鉄のカーテンの向う側で最初の国となつた。

ドイツにおけるアメリカの影響およびアメリカ軍の要求は、第二六条にも反映された。同条は、侵略戦争を禁じて、次のように定める。

「(1)国家間の平和的関係をみだすそれがあり、かつそのような意図をもつてなされる行為、とくに侵略戦争を準備する行為は違憲である。これらの行為は、処罰される。

(2)戦争遂行のための武器は、連邦政府の許可のある場合を除き、これを製造運搬および取引されてはならない。
詳細は、連邦法律でこれを定める。」

いくつかの点で、ドイツ憲法の人権は、アメリカの権利章典を超えてさえもいる。たとえば、第一条は「尊厳」について、きわめて広範な要求を定める。

「人間の尊厳は、不可侵である。人間の尊厳を尊重し、かつ保護することは、すべての国家機関の義務である。」

アメリカ合衆国の権利章典が「連邦議会は」言論または宗教の自由を縮限する「法律を制定してはならない」と定めているが、ドイツ憲法は、さらに先を行っている。第五条は、とりわけ表現の自由の広範な範囲を描いている。

「何人も、言語、文書および図画をもって、自由にその意見を発表し、流布し、ならびに一般に入手することのできる情報源から知ることを妨げられない権利を有する。出版の自由ならびに放送および映像による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これを行つてはならない。」

国民の権力に関し、ドイツ憲法は、新奇で、しばしば論議的となる規定を有する。同憲法は、自助の法理論を認識し、それを憲法秩序に適用する。この規定はドイツ国民にかれらの新憲法を護持し、かつ遵守する継続的な義務を課している。すなわち、ドイツ国民は、憲法を破壊しようとする者に対しては、それが内部の敵であろうと外部勢力であろうと、それから憲法秩序を守らなければならぬ。

「すべてのドイツ人は、この憲法秩序を除去しようとする何人に対しても、他の救済手段が不可能な場合には、抵抗する権利を有する。」（二〇条四項）

ドイツでは機能しているが、不幸にもアフリカのリベリア政府が写しとつて悲しい結末となつたドイツ憲法の一規定がある。第二のアドルフ・ヒトラーの胎頭を回避するため、ドイツ人は、政党に関する資格要件を挿入した。

「政党で、その目的もしくは党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを企図するものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所がこれを決定する。」（二二条二項）

また、第二次世界大戦の終わりに新しいフランス憲法が誕生することになった。フランス第四共和国は、新しい一九四六年憲法によつて創設された。しかしこの憲法は、うまく機能しなかつた一例を提供しただけに終わり、結局、一九五八年のド・ゴール憲法にとつて代わられた。

合衆国はまた、戦後日本の憲法を準備するのに手を貸した。そしてここにおいて合衆国の影響は、非常によく浸透した—実際あまりにもよく浸透したので、日本国憲法は、不適切にもマッカーサー憲法と命名されている。しかしこの通称は行き過ぎである。なぜなら同憲法の多くは、明らかに明治憲法および日本の伝統に基づいているからである。

たしかに、一九四六年二月三日にマッカーサーはかれの命令下にある民政局に対し、日本の憲法草案を起草するよう命じた。マッカーサー元帥は、民政局長のホイットニー准将に対し、黄色の紙に書かれたノートを手渡した。

そこには、マッカーサーが憲法に挿入するよう希望した概要が書かれていた。マッカーサーは細部については、民政局に委ねた。この概要是マッカーサー・ノートとか、あるいはマッカーサー三原則として知られるようになつた。以下がその重要な三点である。

(一) 天皇は、国家元首の地位にある。皇位の継承は、世襲である。天皇の職務および機能は、憲法にもとづき行使され、憲法の定めるところにより、国民の基本的意思に対し責任を負う。

(二) 国の主権的権利としての戦争は廃止する。日本は紛争解決の手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえ、戦争を放棄する。いかなる陸、海、空軍も決して認められず、またいかなる交戦者の権利も、日本軍に決して与えられない。

(三) 日本の封建制度は、廃止される。皇族を除き華族の権利は、現在生存するものの一代を超えておよばない。華族の授与は、今後いかなる国民的または公民的な政治権力も伴わない。予算の型は、イギリスの制度にならうこと。

おそらくマッカーサーおよびアメリカの関与は、行き過ぎであつた。たしかにこのような度の過ぎた関与が四〇年後にいたり、目に見える形となつて現われた。というのは、日本の経済力の発展が多くのアメリカ人をして、日本に防衛力を提供しようとする意思を減少させることになつたからである。おそらく日本にその軍隊の再建を禁ずることが、アメリカ人の復讐心に満ちた執念だつたのだろう。日本国憲法第九条は、次のように定めている。

「(1)日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

第一四章 第二次世界大戦後における憲法の急増

独立した旧英植民地の憲法起草

第二次世界大戦後、ドイツとフランスの両国がその旧植民地に独立を認め、多くの新憲法が急増した。第二次世界大戦終結のためのヤルタ会談で、フランクリン・D・ルーズベルトはウインストン・チャーチルにイギリス植民地の独立の重要性を強く説いた。ルーズベルトはチャーチルに対し、チャーチル自身が以前に発した次の言葉を、行動において撤回するよう強いた。「私は、大英帝国の解散の閣議を主宰するための最初の大臣にはならない。」

イギリスの領有地は、一つまた一つと独立するようになり、新しい憲法を起草した。それは一九四八年から四九年にかけて、インドとセイロン（今日のスリランカ）に始まり、一九八三年のセントクリストファー・ネイビスで終了した。当初、これらの憲法は、すべてホワイト・ホールのイギリス外務省で用意された。それらの憲法は、女王を象徴的君主として設定し、イギリス枢密院を最終の裁判所として受け入れた。しかしこれらの規定は、大部分、

種々の植民地が独立の共和国を宣言するその後の憲法にとつて代えられている。

ナイジエリアの憲法は、慣習法裁判所のための特別規定を設けた。また他の憲法、たとえばジンバブエ憲法は、種々の部族グループに特別の代表権を与えた。しかしイギリスの旧植民地の大半は、地域的条件についてほとんど考慮しなかつた。これに対して旧フランス植民地は、フランス型憲法にしたがつた。このようなことはすべて、多分に予期されたことであつた。

インド憲法が起草された当初、インド憲法制定会議の何人かの代議員は、草案の大半が他の諸国の憲法から採り入れられていたため、草案に批判的な態度をとつた。かれらは、自分たちの憲法に厳密な意味でインド的性格がほとんどないと不満を述べた。この批判に対し、インドの政治家で、インド憲法の父、D・R・アムベドカルがこう答えた。

「世界史のこの時点で制定される憲法に、なにか新しいものがありうるのだろうかと人々は聞いたがる。最初の憲法が起草されてから一〇〇年以上の年月が流れた。その後多くの国で新しい憲法が作成されるようになつた。憲法でどのようなことを定めるべきか、長い間かかるようやく固まりつつある。同様に、憲法の基本原理が何であるかということは、世界中で認識されている。こうした事実のもとで、すべての憲法は、その主要な規定が同じようでなければならない。かなり後になつて制定された憲法でわずかに新しい点は——もし何かありうるとしても——、欠陥を取り除き、その国の必要に適合させるような変更だけである。⁽²⁹⁾」

もちろん、ここでインド憲法の父は、統治機構を定めるさいの憲法の基本的機能に言及しているのである。たとえば、かれは、統治機構として、行政府、立法府および司法府の権限と役割を想定している。アムベドカルはまた、インド憲法が論議されているとき、権利章典を入れる必要性を指摘した。

戦後の憲法作成の時代は、実際に一九五八年のド・ゴール憲法をもつて終わった。フランスは、大統領と総理大臣（フランスでは首相として知られる）との間の権限分担について、大いなる妥協をなした。この憲法は、ド・ゴール将軍の逝去後、表面上、作動しなくなる一方、それは「保革共存」と呼ばれるフランス的妥協精神のなかでずっと継承されてきた。

一九七〇年以降に制定された多くの憲法

世界の憲法の三分の二以上が一九七〇年以降に書かれている。しかしそのいずれも、なんら重要な傾向を反映してはいない。これらの憲法はあらゆる形式と形態をもつて生まれている。いくつかのより不幸な憲法は、軍事法体制を確立し、かつ維持する文書である。これらには、一九七二年のカメリーン憲法、一九七四年のナイジエリア憲法、そして一九八〇年のチリ憲法その他が含まれる。称賛に値する憲法は、軍事権力に代えて文民政権を確立したものである。これらの憲法には、一九七八年のスペイン憲法、一九七九年のペルー憲法〔訳者注・ペルーでは一九九三年一〇月にフジモリ大統領のもとで新憲法を制定〕、一九八一年にそれぞれ誕生したホンジュラスとポルトガル憲法、一九八三年のエルサルバドル憲法、一九八五年のグアテマラ憲法、一九八七年の韓国とハイチの憲法、そして一九八八年のブラジル憲法が含まれる。

一九八七年のフィリピン憲法は、このグループに加えられるべきである。同憲法は、軍事政権を覆したのではないが、フェルディナンド・マルコスの腐敗した独裁政権にとつて代わり、民主主義への里程碑となつた。

これら最近の憲法のなかで、はるかに重要なものは、一九七八年のスペイン憲法である。同憲法は、フランコ時代を終わらせ、民主主義の付属物を導入したことなどまらない。それは、ヨーロッパの最高の立憲主義者と協議して作り上げた著名なスペインの立憲主義者たちの所産であった。人権の保障がスペイン憲法で拡大された。ことは、スペインがヨーロッパ共同体（EC）の一員であるばかりでなく、中南米のほとんどすべての母国であるがゆえに、重要である。

スペインの人権に関する各規定は、典型的にスペイン的なものとして描くことのできる条項で始まる。

「人間の尊厳、生来の不可侵の権利、人格の自由な開発、および法と他人の権利の尊重は、政治的秩序と社会的安全の基礎である。」（一〇条一項）

この条項には、国連での人権思想を組み入れた重要な項目が続く。

「憲法が保障する基本的人権および自由に関連する諸規定は、世界人権宣言、スペインが批准した国際条約および国際規定にしたがつて解釈される。」（一〇条二項）

宗教的自由に関する規定では、同憲法は、次のように記している。

「個人および団体の思想、宗教および信仰の自由は、保障される。その表現については、法律が保護する公共の秩序に必要なものを除き、制限されない。」（一六条一項）

しかし、スペイン憲法は、各州に自治を認めているという点で、とりわけ重要である。スペインは、分離運動の長い歴史をもつ。すなわちカタルニアおよびバスク地域の住民は、その固有の言語を使用し、かれら自身の学校を管理するなどの権利をひさしく要求してきた。あたらしいスペイン憲法は、そうした地域の権利を認め、他の地域にもこうした権利を与えていた。かくしてスペインには、あたらしい憲法に加え、国家を構成する各地域の一七の独自の憲法が存在している。

一党制国家を制度化する憲法

現代憲法史では、一党国家を制度化する憲法はあまり称賛されてこなかつた。新憲法自身が、国の憲法を党の綱領のもとにおいている多くの例がある。そのような憲法の例としては、一九七二年のカ梅ルーン憲法、一九七三年のザンビア憲法、一九七七年のタンザニア憲法が含まれる〔訳注・アフリカ諸国における一党制国家は、一九九〇年代に入り、複数政党制国家に移行したが、これら三国もその例にもれない。すなわちカ梅ルーンは、九二年三月

に複数政党制による総選挙を実施。ザンビアでは、九〇年に複数政党制の導入が表明され、九一年一〇月の大統領選挙では野党の候補のチルバが圧勝した。そしてタンザニアでも、九二年六月に複数政党制への移行が決定された。」

しかし、この範ちゅうのもつとも非民主的な憲法は、共産主義国家のそれである。マルクス・レーニン主義憲法のほとんどは、ソビエト市民の基本的権利を保障し、支持すると明確する。けれどもそれらのすべては、当局が市民の権利を無視し、妨げ、軽視することを許容する抜け穴規定を含んでいる。

多くの観察者は、たとえば一九七七年の旧ソビエト憲法が市民の権利を保障していると信じた。しかしこれらの権利は、現実には軽視されていた。実際こうした権利は、そもそも条件をつけ、かつ抜け穴つきで定式化されていたのである。たとえば、

「ソビエト社会の指導的かつ嚮導的な力、ソビエト社会の政治制度、国家機関および公共組織の中核は、ソビエト連邦共産党である。マルクス・レーニン主義で武装した共産党は、社会発展の全般的展望およびソ連邦の内政、外交政策の路線を決定し、ソビエト人民の偉大な創造的活動を指導し、かつ共産主義の勝利を目指す闘争に計画的、組織的、理論的に実証される性格を植えつける。」（六条）「訳注・この条項は、旧ソ連邦時代の一九九〇年三月に複数政党制移行のため改正された。」

他の条項は、憲法の権利がソ連邦でいかに「制限される」かという例を示していた。

「選挙は普通選挙とする。一八歳以上のすべてのソ連邦市民は、法律の定める手続きにより、精神病と認められた者を除き、選挙権および被選挙権を有する。」（九六条）〔訳注・旧ソ連邦時代、反体制家は「精神病」とされるのが常であった。〕

より最近の一九八六年のニカラグア憲法は、憲法上の制限の問題を極端なまでに進めている。若干の例を提示しよう。ニカラグア憲法は人民に「その宗教的信仰を実践する権利」を認めているが、他方、次の文言によつて制限される。

「何人も、法に対する服従を回避することができず、宗教的信仰または宗教心に訴えることにより、他人がその権利を行使し、義務を果たすことを妨げてはならない。」（六九条）

ニカラグア憲法の第四四条は、所有権について定める。しかし第一〇条は、国に補償なしに土地を収用する権限を認める。憲法は、ニカラグア国家に次の文言で以下のことを許容している。「国の経済的、社会的目的と合致する所有権の形態を推進すること。」

言論の自由に関し、ニカラグアのマルクス・レーニン主義憲法は、反論の自由、集会の自由、あるいは請願権に關して一言も触れていない。その代わりに、「マス・コミニケーションの手段は国益に奉仕する。」（六八条）という

平板な文言がおかれている。第六八条はさらにこう続ける。

「国家は、公衆およびその組織が情報の手段に接近することを促進し、公衆およびその組織が海外の利益または経済の独占に奉仕することを阻止する。」〔訳注・ニカラグアでは、一九九〇年二月に国連監視下で大統領選挙が実施され、国民野党連合のチャモロ女史が当選した。六月には事実上内戦が終結。政権は不安定ながらも、民主化の方向に進んでいる。〕

第一五章 思想の衝突と憲法の改革

人権の淵源

二〇世紀の最後の二〇年間における本質的な憲法論議は、個人の権利と人権の本質に関するものである。これらの権利は、国家から守られるべきか、あるいは国家によって与えられるのか。

ながらく確立されてきたアメリカの視点は、人権とは個々の人間に固有のものであって、憲法はこれらの権利を国家による侵害から守ることである。それとは別の視点は、一九一七年のメキシコ憲法で初めて宣言された。そこでは人権とは本質的に政府が与えるものであつた。別言すれば、人権は政府の行動の成果として個々の人間にもたらされるというものである。

人権が政府によつて与えられるという考え方にもとづき、多くの憲法は、教育や雇用を保障し、あらゆる社会給付を供するよう政府に要求している。若干の憲法は、妊娠休暇や年次休暇を規定すらしている。

同時に、同様のイデオロギー上の衝突から生ずる別の対立がある。憲法は、国民の最大の利益を生み出すための文書を作成する専門家の仕事とされているのか。それとも憲法は、国民の直接的な欲求および要求に応えるべきものなのか。性急な答を引き出す前に、若干の歴史的先例を考察してみよう。

たしかに合衆国憲法の作成は、国民に代わつて働く専門家の仕事であつた。それは、定評のある専門家や常に尊敬されている政治的代表者により、秘密会議で起草された。これら憲法制定会議の代議員たちは、かれらが代表する国民の最大の利益のために、細部を完成することを委任された。

しかし、一九八八年に起草され、採択されたブラジル憲法は、非常に異なつた種類の憲法である。この憲法は、国民すべてにもつとも開かれた憲法である。あらゆる利益集団および圧力団体に憲法制定会議－この場合はブラジル議会－へ自分たちの意見を表明する権利を与えられた。そして憲法作成者たちは、かれらからなされた要求に応えた。具体的には一六歳以上の国民に平等の投票権を与え、すべての労働組合に無制限のストライキ権を認める憲法の実現に結びついた。多くの観察者は、このような広く開かれた憲法理論－国民はその欲する種類の憲法をもつべきであるという理論－は行き過ぎであるかもしないと懸念している。国民の欲求と経験豊かな政治家の配慮とがあいまつてこそ、うまく作動する永続的な憲法が制定されることはたしかであろう。

より大きな個人の自由と民主主義に向けた動き

憲法作成は、二〇世紀の最後の年代にきて、その動きを早めている。それは、いつそう大きな個人の自由と民主主義の方向に向かつて動いている。アルジェリアとチュニジアは、重大な変貌をとげ、ともに軍事政権の一党支配から離れ、より民主的な政府を作り出した。一九八八年一〇月、チリで行われた国民投票は、同国の軍事政権に対する国民の反対を表明した。新しい選挙が一九八九年一二月に行われ、これにともない必然的により民主的な憲法が予定されている。

同様に、南アフリカは、一九八四年の三院制を定める憲法に不満を示している。この政権は、南アフリカの白人市民によつて支配されてきている。そして現在、南アフリカ社会のほとんどあらゆる分子が憲法改正を提案している〔訳注・南アフリカでは、一九九三年一二月、人権隔離政策（アパルトヘイト）を廃絶する暫定憲法が臨時国会で承認された。同暫定憲法は、憲法制定議会が恒久憲法を作成するまでの五年間にわたり効力を有する。少数白人支配から多数黒人を含む政府樹立へと脱皮し、新生南アフリカを創出することを目的としている。〕

同じ頃、ハンガリーは、憲法の発展に関する公聴会を開いて、専門家の意見を聴き、民主的立憲主義に向かつて動き始めたヨーロッパで最初の旧共産主義国家となつた。一九九一年の旧ソ連邦崩壊にともない、従前の一五の共和国が民主的憲法の制定に向けて作業を開始した。

人びとが期待したように、三つのバルト諸国—ラトビア、エストニア、およびリトアニア—が、憲法制定過程の指導的国家となつた。しかしながら、一九九二年末現在、エストニアのみが新憲法を施行させた旧一五共和国中唯

一の国家である。

世界の民主主義国では、一つの成典からなる憲法の作成に向けて強力な動きが三カ国にみられる。イギリス、ニュージーランド、イスラエルー国会の優位という命題のもとにある三カ国一は、一九八九年現在、複数の文書からなる憲法をいまなお有している。イギリス憲法を構成する国会制定法は、文字通り数百もある。ニュージーランド憲法は、条約といくつかの制定法からなる。イスラエル憲法は、九つの組織法、独立宣言一有名な“回帰法”一および“ユダヤ機関”と命名されている世界のシオニスト組織を設立する法律からなる。

これら三カ国—イギリス、ニュージーランド、イスラエルのいずれも、人権を認める点で世界の指導的国家に數えられるにもかかわらず、権利章典を有していない。研究者は、ニュージーランドとイスラエルが今世紀末までには一つの成典からなる憲法をもつことになると確信している。また学者の中には、イギリスもその頃までには成典憲法をもつことになろうと考えているものもある。

一六三八年にコネティカット州沿いの四つの河川植民地で始まったものが、いまや世界中に広まった。政治体制の性格はどうあれ—またその歴史あるいは憲法の遺産がどうあれ—、実質的にすべての国家が成文の、单一の文書からなる憲法を有することが現代世界で不可避となっていることが認知されている。憲法は、普遍的に受け入れられる現代政治体制の唯一の定着物になつたのである。

- (1) Blaustein & Sigler, *Constitutional Universality*, 129 Cong. Rec. p. 17, 098 (1983).
- (2) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, pp. 2-3. (2nd ed. 1966).

- (3) R. R. Palmer, The Age of the Democratic Revolution, p. 228 (1959).
- (4) Blaustein & Sigler, 129 Cong. Rec. p. 17, 098 (1983).
- (5) Palmer, *supra* note 3, p. 215.
- (6) Henry S. Commager, The Empire of Reason, p. 243 (1977).
- (7) "Government by the People," letter of July 12, 1816, reproduced in The Complete Jefferson, p. 292 (S. K. Padover ed., 1943).
- (8) Albert P. Blaustein, *Advocating Freedom Is Our Business*, N. Y. Times, Aug. 12, 1983.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) Albert P. Blaustein, *The Influence of the United States Constitution Abroad*. 12 Okla. City U. L. Rev. pp. 435, 436, n. 2 (1987).
- (12) *Ibid.*
- (13) J. Story, Comentario Sobre la Constitucion Federal de los Estados Unidos, p. 2 (N. Calvo trans., 1888).
- (14) L. S. Rowe, The Federal System of the Argentine Republic, p. v (1921).
- (15) Ma, *American Influence on the Formation of the Constitution and Constitutional Law of the People's Republic of China: Past History and Future Prospects*, in Constitutionalism in Asia: Asian Views of the American Influence p.40 (L. Beer ed., 1979).
- (16) M. Yamin, Naskah Perslapan Undang-Undang Dasar 1945 (Documents on the Preparation of the 1945 Constitution) p. 229 (1959), quoted in Beer, *supra* note 15.
- (17) P. K. Tripathy, *Perspectives on the American Constitutional Influence on the Constitution of India*, in Beer, *supra* note 15.

(28) Fitzgibbon, *Constitutional Development in Latin America: A Synthesis*, 39 Am. Pol. Sci. Rev. p. 511, p. 518 (1945).

(29) *The Cartagena Manifesto*, in Selected Writings of Bolivar, p. 7 (Vincente Lecuna & Harold Bierck, Jr. eds., 1951).

(20) D. Bushnell, The Liberator Simon Bolivar, p. 40 (1970).

(21) *Ibid.*

(22) A. V. Dicey, An Introduction to the Study of the Law of the Constitution, p. 90 (1885).

(23) C. F. Strong, A History of Modern Political Constitutions, p. 114 (1963).

(24) Ramesh Chandra Ghosh, The Government of the Swiss Republic, p. 149 (1953).

(25) Quoted in C. Brinton, J. B. Christopher & R. L. Wolff, A History of Civilization, p. 557 (1976).

(26) Quoted in J. G. Legge, Rhyme and Revolution in Germany pp. 516-517 (1918).

(27) United States Military Government: Civil Administration, Comparative Federal Constitutions, p.1 (1948).

(28) *Ibid.*, p. 5.

(29) D. R. Ambedkar, *Constituent Assembly Debates* (India), pp. 35-36 (1949).